

## 令和3年度静岡市簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	663戸
(2) 年間総配水量	141,782 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量	388 m <sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（収益的収入額が収益的支出額に対し不足する額9,000千円は固定資産の撤去に要する費用であり、資本的収入の企業債9,000千円を充てるものとする。）。

### 収 入

第1款 簡易水道事業収益	131,400千円
第1項 営業収益	17,327千円
第2項 営業外収益	114,073千円

### 支 出

第1款 簡易水道事業費用	140,400千円
第1項 営業費用	126,276千円
第2項 営業外費用	13,624千円
第3項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（企業債を除く資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額43,186千円は、当年度分損益勘定留保資金43,186千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	19,014千円
第1項 企 業 債	9,000千円
第2項 他 会 計 支 出 金	10,014千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	53,200千円
第1項 建 設 改 良 費	3,109千円
第2項 企 業 債 償 還 金	49,591千円
第3項 予 備 費	500千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業	9,000千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 令和3年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の流用
- (2) 簡易水道事業費用のうち、営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 24,442千円

(他会計からの補助金)

第8条 簡易水道事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、  
80,333千円である。

令和3年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

### 令和3年度静岡市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病床数 一般病床 463床
- (2) 患者数 年間延患者数  
入院 129,373人 外来 179,784人  
1日平均患者数  
入院 354人 外来 743人
- (3) 主要な建設改良事業 医療器械等購入 500,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

#### 収 入

- 第1款 病院事業収益 13,399,000千円
  - 第1項 医業収益 10,344,589千円
  - 第2項 医業外収益 3,054,411千円

#### 支 出

- 第1款 病院事業費用 13,399,000千円
  - 第1項 医業費用 12,815,589千円
  - 第2項 医業外費用 582,411千円
  - 第3項 予備費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額841,272千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額45,454千円及び過年度分損益勘定留保資金795,818千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	555,728千円
第1項 企業債	490,000千円
第2項 出資金	55,150千円
第3項 貸付金返還金	10,570千円
第4項 基金運用収入	8千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,397,000千円
第1項 建設改良費	647,516千円
第2項 貸付金	106,750千円
第3項 企業債償還金	642,726千円
第4項 基金積立金	8千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
輸液ポンプ設置事業経費 (収益的支出分)	令和4～8年度	17,056千円
輸液ポンプ設置事業経費 (資本的支出分)	令和4～8年度	61,071千円
シリンジポンプ設置事業経費 (収益的支出分)	令和4～8年度	6,897千円
シリンジポンプ設置事業経費 (資本的支出分)	令和4～8年度	20,691千円
医療機器保守経費 (令和3年度購入分)	令和4～9年度	300,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器整備事業	490,000千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 令和3年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、医業費用及び医業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 6,955,379千円

(2) 交際費 300千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、

1,969,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,670,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医 療 器 械	血管造影撮影装置	一 式

令和3年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏



### 令和3年度静岡市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |               |                         |
|---------------|-------------------------|
| (1) 給水戸数      | 311,822戸                |
| (2) 年間総配水量    | 78,907,525 <sup>m</sup> |
| (3) 一日平均配水量   | 216,185 <sup>m</sup>    |
| (4) 主要な建設改良事業 |                         |

水道整備費	7,943,918千円
-------	-------------

足久保配水場改修工事、清水谷津浄水場排水処理機械・電気設備更新工事及び  
管網整備等

送配水管布設	2,270m
--------	--------

送配水管布設替	24,343m
---------	---------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- |            |              |
|------------|--------------|
| 第1款 水道事業収益 | 12,192,000千円 |
| 第1項 営業収益   | 11,529,276千円 |
| 第2項 営業外収益  | 662,724千円    |

支 出

- |            |             |
|------------|-------------|
| 第1款 水道事業費用 | 9,780,000千円 |
| 第1項 営業費用   | 8,928,581千円 |
| 第2項 営業外費用  | 850,419千円   |
| 第3項 予備費    | 1,000千円     |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,435,000千円は、減債積立金1,166,155千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額697,039千円、過年度分損益勘定留保資金4,362,916千円及び当年度分損益勘定留保資金208,890千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	4,229,000千円
第1項 企業債	3,787,000千円
第2項 国庫(県)支出金	40,000千円
第3項 他会計支出金	125,434千円
第4項 負担金	276,566千円

支 出

第1款 資本的支出	10,664,000千円
第1項 建設改良費	8,105,969千円
第2項 企業債償還金	2,357,031千円
第3項 投資	200,000千円
第4項 予備費	1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
次世代型サービス提供導入業務	令和4年度	10,000千円
上下水道局庁舎ネットワーク機器設置費	令和4～8年度	183,772千円
上下水道局財務会計システム・給水受付システム機器設置費(再リース)	令和4年度	3,168千円
静岡市水道施設中長期更新計画更新業務	令和4年度	26,666千円
蒲原城山配水池改修工事	令和4年度	126,608千円
清水谷津浄水場No.4沈澱池附帯配管実施設計業務	令和4年度	12,593千円
清水区谷津町二丁目外導水管保護堰改修工事	令和4～6年度	225,000千円
葵区田町七丁目・南田町配水管布設替工事	令和4年度	76,000千円
葵区西草深町配水管布設替工事	令和4年度	48,000千円

事 項	期 間	限度額
葵区大岩町・大岩本町配水管布設替工事	令和4年度	72,500千円
葵区千代田外配水管布設替工事	令和4年度	72,000千円
駿河区登呂五丁目外配水管布設替工事	令和4年度	57,000千円
駿河区馬淵二丁目外配水管布設替工事	令和4年度	74,000千円
駿河区有東三丁目外配水管布設替工事	令和4年度	63,000千円
清水区駒越南町配水管布設替工事	令和4年度	65,126千円
清水区緑が丘町外配水管布設替工事	令和4年度	34,147千円
清水区港南町外配水管布設替工事	令和4年度	59,589千円
追分二丁目地区浸水対策事業（水道事業負担分）	令和4～6年度	4,664千円

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
上水道事業	3,787,000千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 令和3年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,499,890千円

(2) 交際費 200千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、91,410千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、2,500千円と定める。

令和3年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

議案第40号

### 令和3年度静岡市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水設備設置戸数	261,735戸
(2) 年間総処理水量	145,230,000m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	397,890m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
下水道整備事業	9,368,312千円
下水道管渠布設等	16,140m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	22,190,000千円
第1項 営業収益	16,117,914千円
第2項 営業外収益	6,072,086千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	21,433,000千円
第1項 営業費用	19,059,015千円
第2項 営業外費用	2,372,985千円
第3項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,330,000千円は、減債積立金1,104,470千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額543,569千円、過年度分損益勘定留保資金1,064,199千円及び当年度分損益勘定留保資金6,617,762千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	11,704,000千円
第1項 企 業 債	8,651,300千円
第2項 出 資 金	669,000千円
第3項 国庫(県)支出金	2,293,055千円
第4項 他会計支出金	30,000千円
第5項 負 担 金	60,645千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	21,034,000千円
第1項 建 設 改 良 費	9,415,950千円
第2項 企 業 債 償 還 金	10,517,000千円
第3項 受益者負担金返還金	50千円
第4項 投 資	1,100,000千円
第5項 予 備 費	1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道整備費	令和4年度	500,000千円
追分二丁目地区浸水対策事業	令和4～6年度	3,000,000千円
長田浄化センター及び下川原雨水ポンプ場監視制御設備改築工事	令和4～5年度	2,490,957千円
清水北部浄化センター受変電設備改築工事	令和4年度	392,125千円
清開ポンプ場受変電設備改築工事	令和4年度	211,130千円
清開ポンプ場汚水ポンプ機械設備改築工事	令和4年度	269,487千円
清開ポンプ場汚水ポンプ電気設備改築工事	令和4年度	52,783千円
浜田ポンプ場監視制御設備改築工事	令和4年度	131,376千円
折戸雨水ポンプ場雨水ポンプ用原動機機械設備改築工事	令和4年度	209,228千円
折戸雨水ポンプ場雨水ポンプ用原動機電気設備改築工事	令和4年度	52,915千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	8,651,300千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 令和3年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,626,777千円  
(2) 交際費 200千円

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
取得する資産	土 地	能島雨水ポンプ場及び 渋川雨水ポンプ場用地	2,147 m <sup>2</sup>

令和3年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏